



金沢市公報

号外第5号の10

平成22年(2010年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ	○金沢市異業種研修会館条例施行規則の一部を 改正する規則 (ものづくり政策課)	5
●規 則		○金沢市地方競馬実施条例施行規則の一部を改 正する規則 (農業総務課)	6
○金沢歌劇座条例施行規則の一部を改正する規 則 (文化政策課)	1		
○金沢市における企業立地及び中小企業構造の 高度化の促進に関する条例施行規則の一部を 改正する規則 (商業振興課)	5		

規 則

金沢歌劇座条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第22号

金沢歌劇座条例施行規則の一部を改正する規則

金沢歌劇座条例施行規則(昭和37年規則第22号)の一部を次のように改正する。

別表中

60ワット×20灯	1列	315円
60ワット×84灯	1列	735円
150ワット×90灯	1列	1,260円
ハロゲン500ワット×36灯	1列	2,625円
ハロゲン300ワット×48灯	1列	2,100円

を

ハロゲン85ワット×24灯	1列	420円
ハロゲン85ワット×84灯	1列	1,050円
ハロゲン130ワット×90灯	1列	1,155円
ハロゲン300ワット×72灯	1列	3,990円
ハロゲン300ワット×80灯	1列	3,465円

に、

スポット・ライト	500ワット	1台	210円
	1,000ワット	1台	315円
	1,500ワット	1台	472円
	ハロゲン1,500ワット	1台	525円
シーリング・ライト	1,000ワット×6台	1組	1,260円
トーメンタル・ライト	1,000ワット×4台	1基	1,575円
ランプ・ピンスポット・ライ ト	ハロゲン650ワット	1台	1,050円
クセノンランプ・ピンスポッ ト・ライト	2,000ワット	1台	2,100円

を

スポット・ライト	500ワット	1台	210円
	1,000ワット	1台	315円
	1,500ワット	1台	472円
	ハロゲン1,000ワット	1台	367円
	ハロゲン1,500ワット	1台	525円
シーリング・ライト	ハロゲン1,500ワット×6台	1組	1,890円
トーメンタル・ライト	ハロゲン1,000ワット×6台	1基	2,415円
ランプ・ピンスポット・ライト	ハロゲン650ワット	1台	1,050円
クセノンランプ・ピンスポット・ライト	3,000ワット	1台	3,150円

に、

11.1メートル×4.7メートル	1枚	2,100円	を	12.5メートル×6.5メートル	1枚	3,150円
------------------	----	--------	---	------------------	----	--------

に、

テープ・レコーダー	録音	1台	3,150円	テープを含まない。
	再生	1台	2,100円	

を

録音再生機器	録音	1台	3,150円
	再生	1台	2,100円

に、

テープ・レコーダー		1台	1,050円	テープを含まない。
-----------	--	----	--------	-----------

を

録音再生機器		1台	1,050円
--------	--	----	--------

に、

浴室	浴室		一式	1,050円
その他	展示用パネル	2.4メートル×1.3メートル	1組	52円

を

その他	シャワー室		1区画	1,050円
	展示用パネル	2.4メートル×1.3メートル	1組	52円

に

改める。

様式第1号及び様式第1号の2を次のように改める。
様式第1号(第3条関係)

金沢歌劇座使用申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住 所
氏 名

(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

金沢歌劇座を使用したいので、次のとおり申請します。

行 事 の 名 称											
行 事 の 内 容											
使 用 の 日		年 月 日 (曜日)									
		使用施設及び使用時間区分				集合予定人数	人				
		使用時間区分				入場料等の徴収	<input type="checkbox"/> 有1人 最高 円 <input type="checkbox"/> 無 最低 円				
		午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後10時まで)	全日 (午前9時から午後10時まで)						
ホ ー ル	<input type="checkbox"/> 平 日					会場責任者の氏名					
	<input type="checkbox"/> 土・日・祝						(ホール・大集会室のみ)本番時間	開 場	開 演	終 演	
楽 屋	<input type="checkbox"/> 第1楽屋					備考	時 分	時 分	時 分		
	<input type="checkbox"/> 第2楽屋										
	<input type="checkbox"/> 第3楽屋										
	<input type="checkbox"/> 第4楽屋										
	<input type="checkbox"/> 楽屋A										
	<input type="checkbox"/> 楽屋B										
	<input type="checkbox"/> 楽屋C										
大 集 会 室	<input type="checkbox"/> 全 室										
	<input type="checkbox"/> 第1区画										
	<input type="checkbox"/> 第2区画										
会 議 室	<input type="checkbox"/> 第1会議室										
	<input type="checkbox"/> 第2会議室										
	<input type="checkbox"/> 第3会議室										
	<input type="checkbox"/> 第4会議室										
	<input type="checkbox"/> 第5会議室										
	<input type="checkbox"/> 第6会議室										
	<input type="checkbox"/> 第7会議室										
	<input type="checkbox"/> 第8会議室										
	<input type="checkbox"/> 第9会議室										
	<input type="checkbox"/> 第10会議室										

会議室	<input type="checkbox"/> 第1会議室				
	<input type="checkbox"/> 第2会議室				
	<input type="checkbox"/> 第3会議室				
	<input type="checkbox"/> 第4会議室				
	<input type="checkbox"/> 第5会議室				
	<input type="checkbox"/> 第6会議室				
	<input type="checkbox"/> 第7会議室				
	<input type="checkbox"/> 第8会議室				
	<input type="checkbox"/> 第9会議室				
	<input type="checkbox"/> 第10会議室				
<input type="checkbox"/> 談話室					
<input type="checkbox"/> 練習室					
<input type="checkbox"/> 大練習室					
<input type="checkbox"/> 屋外広場					
附属設備	別紙のとおり				

附 則

- この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に存する改正前の様式第1号及び様式第1号の2の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第23号

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則
金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則（昭和58年規則第38号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成22年3月31日」を「平成23年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市異業種研修会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第24号

金沢市異業種研修会館条例施行規則の一部を改正する規則
金沢市異業種研修会館条例施行規則（平成11年規則第7号）の一部を次のように改正する。
第6条を次のように改める。

第6条 削除

別表を削る。

様式第1号及び様式第2号中

ノート型パソコン 台
プロジェクター
(要・不要)
その他 ()

を

プロジェクター
(要・不要)
その他 ()

に、

情報化研修室

を

第5研修室

に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

金沢市地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第25号

金沢市地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市地方競馬実施条例施行規則（昭和52年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第51条を次のように改める。

第51条 騎手は、拍車を使用して競走に騎乗してはならない。ただし、やむを得ない理由により裁決委員の許可を受けたときは、この限りでない。

2 騎手は、前項ただし書の規定により許可を受けて拍車を使用する場合であっても、その突起部が鋭利なもの又は内側に向いているものを使用してはならない。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

平成22年(2010年)3月31日 印刷

発行人

金 沢 市

平成22年(2010年)3月31日 発行

発行所

金 沢 市 役 所

定価 120円

印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

カネモト印刷(株)